

食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の プログラム評価に関する指針

(平成28年12月2日 研究・調査企画会議決定)

(最終改正：平成29年12月6日)

第1 趣旨

この指針は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）を踏まえ、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に基づき食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行う食品健康影響評価技術研究事業（以下「研究事業」という。）及び食品安全確保総合調査事業（以下「調査事業」という。）の効果的かつ効率的な実施を促進するため、これらの事業のプログラム評価（研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価をいう。以下「評価」という。）に必要な事項を定めるものとする。

第2 評価の実施方法

1 評価の考え方

評価に当たっては、研究事業及び調査事業の総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とする。併せて、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上等、次につながる成果を幅広い視野から捉える。また、個別課題の成果に対して重複した評価が実施されないよう、事後評価及び追跡評価の結果の活用により、事業全体として効果的かつ効率的に評価する。

2 追跡評価の実施

- ① 研究事業及び調査事業の食品健康影響評価への活用状況等を把握するため、追跡評価を1年ごとに実施する。
- ② 追跡評価は、別添1に定める基準に基づき、これに定める評価表を用いて実施する。なお、追跡評価の結果は、事前・中間評価部会及び事後評価部会に報告する。

3 評価の実施

- ① 評価は5年ごとを目安に実施する。
- ② 評価は、別添2に定める基準に基づき、これに定める評価票を用いて実施する。

第3 結果の取扱い

評価の結果は、委員会に報告し、その後、各部会において制度の改善に反映させる等の活用を図るとともに、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。

公表に当たっては、個人情報及び企業秘密、未発表の開発成果、その他の知的財産、国家の安全保障に関わる機密等について、それらを保護する観点から十分に配慮するものとする。

附 則

この決定は、平成29年12月6日から施行する。

別添1 基準及び評価表（第2の2関係）

評 価 基 準
<p>以下の基準に基づき、活用状況について評価する。</p> <p>○ 行政事業・社会への貢献</p> <p>① 食品健康影響評価、リスクプロファイル、ファクトシート、ガイドライン等への利用</p> <p>② 研究成果発表会・専門調査会等での発表、専門調査会等の審議での参考資料、論文化、書籍化、学会発表、リスクコミュニケーションでの利用、委員会における知見の集積</p>

評 価 票

研究・調査企画会議 構成員名 ○○ ○○

	配点	評点
評 価	10	
コメント		

注) ア 評点欄には、評価基準に基づき、10点を満点とした場合の評点を記入する。
 イ コメント欄には、優れている点、問題点等について具体的に記入する。
 また、最高点（10点）又は最低点（1点）を記入した際は、必ずその理由を記述する。

別添 2 基準及び評価表（第 2 の 3 関係）

評価項目		評価基準
I	必要性 (研究・調査制度の意義)	<p>行政的意義及び目的の妥当性等の観点から評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 科学的・技術的意義 (ガイドライン、評価の考え方、評価書の作成等のために必要か) 2 社会的・経済的意義 (食品健康影響評価の発展、新たな評価方法の開発、人材育成等に必要か) 3 国費を用いた制度としての意義 (国自らが取り組む必要があるか)
II	効率性 (研究・調査制度運営方法の妥当性)	<p>制度運営方法の妥当性の観点から評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究課題及び調査課題の選定手続きの妥当性 2 研究課題及び調査課題の評価方法の妥当性 3 投入された資源（予算）の規模及び配分の妥当性
III	有効性 (研究・調査制度の目標の達成度、社会等に及ぼす効果)	<p>目標の達成度、社会・経済への貢献等の観点から評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標（「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（食品安全委員会決定）に対する実績の評価）の達成度 2 目標の今後の達成可能性 3 行政事業への貢献（食品健康影響評価等への貢献） 4 社会への波及効果 (レギュラトリーサイエンスへの貢献、人材育成等)

評 価 票

研究・調査企画会議 構成員名 ○○ ○○

評 価 項 目		評価基準	判 定	総合判定	コ メ ン ト
I	必 要 性	1	s・a・b・c	s a b c	
		2	s・a・b・c		
		3	s・a・b・c		
II	効 率 性	1	s・a・b・c	s a b c	
		2	s・a・b・c		
		3	s・a・b・c		
III	有 効 性	1	s・a・b・c	s a b c	
		2	s・a・b・c		
		3	s・a・b・c		
		4	s・a・b・c		
総合評価 (I+II+III)		S ・ A ・ B ・ C (いずれか一つに○をつける)			
総合コメント					

注) ア 評価基準 I・II・IIIの判定は、以下のとおり s・a・b・c の4段階とする。

- s: 非常に高い
- a: 高い
- b: やや低い
- c: 低い

イ 総合評価の判定は、上記 I～IIIの観点を踏まえ、研究・調査制度の総合的な評価として、以下の S、A、B、C の4段階とする。

- S: 研究・調査制度は予想以上の成果をあげた。
- A: 研究制度は概ね目標を達成した。
- B: 研究制度は目的の達成がやや不十分であった。
- C: 研究・調査制度は目的の達成が不十分であった。

ウ 総合評価のコメント欄には、制度全体の評価（特に、食品健康影響評価にどのような貢献ができるか）を具体的に記述する。各評価項目についてコメントがある場合には、コメント欄に記述する。特に判定を「S」又は「C」とした場合は、必ずその理由を記述する。